

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶寿会（「以下「この法人」という。」の定款の第9条及び第23条の規程に基づき役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事及び評議員の報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 理事が理事会出席以外で法人および施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けたその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第4条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算払いをし、出張終了後清算することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第6条 役員及び評議員に対する報酬等の額は、下記に定める額を支給する。

- (1) 報酬 別表1、別表2に定める額
- (2) 出張旅費 別表3に定める額

(報酬等の支給方法、支給形態)

第7条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は現金により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の1第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

付則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

別表1（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等(1回につき)	4, 000円	2, 000円
評議員会出席報酬等 (1回につき)	4, 000円	2, 000円

別表2（日額）

名 称	報 酉	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	10, 000円	2, 000円
監事監査指導報酬等	10, 000円	2, 000円

別表3（日額）

旅 費	宿泊費	報 酉	その他
実 費	17, 000円	14, 000円	実 費